4 介護予防居宅療養管理指導費

基本部分			注	注 特別地域介護予防居宅療養管理指導加算	注 中山間地域等における小規模事業所加算	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算
イ 医師が行う場合 （月2回を限度）	(1) 介護予防居宅療養管理指導費（Ⅰ） （(2)以外）	(一) 単一建物居住者1人に対して行う場合 509単位		+15/100	+10／100	+5／100
		(二) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 485単位				
		(三) (一)及び(二)以外の場合 444単位				
	(2) 介護予防居宅療養管理指導費（Ⅱ） （在宅時医学総合管理料又は特定施設入居時等医学総合管理料を算定する場合）	(一) 単一建物居住者が1人に対して行う場合 295単位				
		(二) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 285単位				
		(三) (一)及び(二)以外の場合 261単位				
ロ 歯科医師が行う場合 （月2回を限度）	(1) 単一建物居住者1人に対して行う場合 509単位					
	(2) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 485単位					
	(3) (1)及び(2)以外の場合 444単位					
ハ 薬剤師が行う場合	(1) 病院又は診療所の薬剤師が行う場合 （月2回を限度）	(一) 単一建物居住者1人に対して行う場合 560単位	注 特別な薬剤の投薬が行われている在宅の利用者又は居住系施設入居者等に対して、当該薬剤の使用に関する必要な薬学的管理指導を行った場合 +100単位			
		(二) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 415単位				
		(三) (一)及び(二)以外の場合 379単位				
	(2) 薬局の薬剤師の場合 （月4回を限度）	(一) 単一建物居住者1人に対して行う場合 509単位				
		(二) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 377単位				
		(三) (一)及び(二)以外の場合 345単位				
ニ 管理栄養士が行う場合 （月2回を限度）	(1) 単一建物居住者1人に対して行う場合 539単位					
	(2) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 485単位					
	(3) (1)及び(2)以外の場合 444単位					
ホ 歯科衛生士等が行う場合 （月4回を限度）	(1) 単一建物居住者1人に対して行う場合 356単位					
	(2) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 324単位					
	(3) (1)及び(2)以外の場合 296単位					

※ ハ(2)(一)(二)(三)について、がん末期の患者及び中心静脈栄養患者については、週2回かつ月8回算定できる。